

特定在留カードの創設等に伴う届出書類の改正について （報告）

特定在留カードの創設等に伴う届出書類の改正について

1. 特定在留カードの創設

- 出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和6年法律第59号）により、令和8年6月以降、中長期在留者（※）に対して在留許可等に伴い交付される在留カードの様式が変更されるとともに、**在留カードとマイナンバーカードの機能を一体化した「特定在留カード」が導入**される。

（※）在留期間が3月を超える等の要件を満たす者

2. 届出書類の改正

- 現行の雇用保険被保険者資格取得手続及び喪失手続においては、外国人労働者について、各種届出書類の様式において在留カード番号（「在留カードの右上の数字」）を記載する欄を設けているところ、**新様式の在留カード及び特定在留カードでは、在留カード番号の記載位置が現行様式の在留カードと異なることから、雇用保険被保険者資格取得手続及び喪失手続に係る各種様式について所要の改正**を行う。
- 改正に当たっては、今後、こうした記載事項変更等への迅速な対応等を可能とする観点から、**新たな様式は、省令ではなく業務取扱要領において規定**（※）することとする。

（※）たとえば、従来は「雇用保険被保険者資格取得届（様式第二号又は様式第二号の二）」という規定であったが、今後は、雇用保険被保険者資格取得届（労働者の氏名、個人番号…その他の職業安定局長が定める事項を記載した届書）」（イメージ）のように、主要な記載事項は省令上に記載の根拠を残し、あとは要領に委ねる形とする。

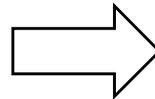
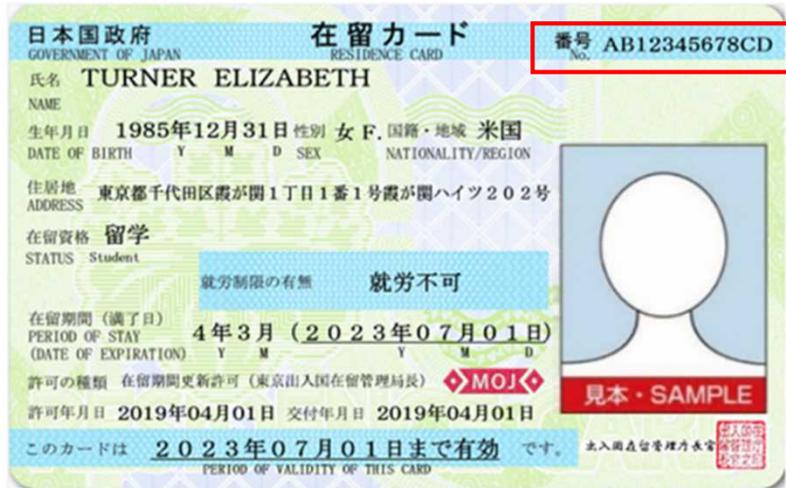
3. 施行期日

- 出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行の日（令和8年6月14日）

(参考) 改正イメージ

<在留カード及び特定在留カードの券面イメージ>

現行在留カード



新様式在留カード

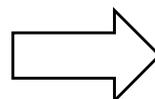
※いずれも券面は未確定



特定在留カード

<様式改正イメージ>

※雇用保険被保険者資格取得届 (様式第2号) の場合



17欄から23欄までは、被保険者が外国人の場合のみ記入してください。

17. 被保険者氏名 (ローマ字) (アルファベット大文字で記入してください。)

被保険者氏名 (続き (ローマ字))

18. 在留カードの番号 (在留カードの右上に記載されている12桁の英数字)

19. 在留期間 [西暦] 年 [月] 日 [日] まで

20. 資格外活動の許可の有無 (1 有) (2 無)

21. 派遣・請負 就労区分 (1 派遣・請負労働者として主として当該事業所以外で就労する場合) (2 1に該当しない場合)

22. 国籍・地域 ()

23. 在留資格 ()

17欄から23欄までは、被保険者が外国人の場合のみ記入してください。

17. 被保険者氏名 (ローマ字) (アルファベット大文字で記入してください。)

被保険者氏名 (続き (ローマ字))

18. 在留カードの番号

19. 在留期間 [西暦] 年 [月] 日 [日] まで

20. 資格外活動の許可の有無 (1 有) (2 無)

21. 派遣・請負 就労区分 (1 派遣・請負労働者として主として当該事業所以外で就労する場合) (2 1に該当しない場合)

22. 国籍・地域 ()

23. 在留資格 ()